

生命と財産を守るか等について
團長田中定助氏に出初式にあつた
つての感想を聞いてみよう。

初版
感謝
出版

消防団長 岡中定助氏
に 志 ぐ

火の元用心！

ものと思う。よい消防になるのも、役に立つ消防になるのも平素の教養訓練に俟つ事大で、規律を守り統制を保つことは団体の生命であり、団結こそは災害制圧の鍵ともいえる。

其の團結は、訓練により達せられるのである。従つて本年の

我が国は何といつても世界的有名な災害国であり、年々烏有に歸す損害は數百億圓を算し、再建日本の産業經濟を阻んで居ること、実に甚大である。然も其の大部分は不注意に因るものでありと、さすれば皆が注意をすれば起らないという結論になる譯である。そこで消防の仕事は消すことより起さぬ様、平素から警火心の喚起に勉め、火災予防の徹底をはかり、無火災の字治市にすることが目的であり

は一朝有事に際し、寸刻も早く水とポンプを現場に持つて行くことである。それは水槽対自動車ポンプの購入と要所に水槽の構築を急ぐことであり、これでこそ自治市消防は鬼に金棒である。理事者を始め市議員諸兄市民各位の御理解と御協力を懇望する。

最後に吾々消防人は、其の職責の重且大なるに思いをいたし消防精神を振り起し、公共に献身努力せんことを茲に契うものである。

消 防 出 初 式 (田内は田中団長)



昭和二十七年度
**小學校入學予備
 調査日程報告**
 左記日程により、本年度入學者の予備調査を行いますから、保護者同伴にて必ず御出席し

月	二	三	四	五	六	日
十八日	十九日	二十日	二十一日	二十二日	二十三日	二十四日
火	金	木	水	火	土	土
笠二小學校	笠二小學校	笠二小學校	笠二小學校	笠二小學校	笠二小學校	笠二小學校
午前十時	午前十時	午前十時	午前十時	午前十時	午前十時	午前十時

新しい地代と家賃は どう改訂されたか

今度固定資産の価格が設定されまして、今までの賃貸価格が廃止されました。この価格を基礎として、昭和二十六年度の固定資産税が賦課されるのであります。

従来の地代家賃は、賃貸価格を基礎として算出されているので、税金と地代家賃との間に不均衡が生じることとなりましたので、これを是正するために、先般、物価騰貴をもつて地代家賃の改訂が公布されたのであります。

この改訂は昭和二十六年十月一日より実施してよろしいのでありますが、価格の決定が遅れまして、近く決定の上縦覧に供することとなるのであります。其の価格に基いて、地代、家賃の算定をして頂くのであります。

以下、計算方法の概要について述べます。

尙詳しくは、価格決定の後、プリントして希望者に頒布するよう予定して居ります。

昭和二十六年度分

固定資産税の差額について

土地家賃に関する調査も完了いたしました。目下計数整理中でありまして、近く縦覧に供することとなります。が、相当算定に時日を要しますため縦覧期日はまだ確定いたして居りません。

(一) 地代

$$\text{登録価格} \times \frac{2.2}{1000} = A$$

(二) 純家賃

$$\text{登録価格} \times \frac{2}{1000} + 12\text{圓} \times \text{延坪数} = B$$

(三) 家賃

$$A + B = \text{家賃}$$

以上の通りでありませんが、最近地方税法による固定資産税の軽減措置がとられることになりましたので、下記のような補正計算をしなければなりません。

(四) 税の補正

(一)又は(二)によつて算出したA又はBに次の額を加減する。

$$\text{登録価格} \times \text{税率} = (1)$$

$$(\text{登録価格} \times \frac{8}{1000}) + (\text{賃貸価格} \times 7.2) = (2)$$

(1) (1)と(2)と比較して(1)の高い場合

$$A \text{ (又は } B) + ((1) - (2)) \div 6 = C$$

(2) (1)と(2)と比較して(2)の高い場合

$$A \text{ (又は } B) + ((2) - (1)) \div 6 = D$$

C及びDが補正された地代又は家賃です。

尙税率とは、軽減された実際の固定資産税を、登録価格で除して得た率とする。

補正計算は、昭和27年3月末までとする。

従来賃貸価格の九百倍(畑は千八百倍)をもつて、課税標準として一應賦課して居りますが、今回評価の結果は二、三倍にもなると思われ、勿論本年度分は軽減措置が採られ、最高二倍(改築

増築等台帳面に変更ある場合は除く)に止めますが、税額としては少くとも何割かの増額は避けられないことは確実であります。この差額は二十六年度分として三月に追徴されることになり、一月分付の四期分までは假標準に対する分でありまして、二十六年度分は未だ完了したものでなく、差額追徴が今後に残されていくものであることを御諒承下さい。

● 昭和26年9月15日現在調製 基本選挙人名簿登録人員 ●

公職選挙法第25条の規定により昭和26年12月20日をもつて確定の基本選挙人名簿登録人員は下記の通り

投票区	地 域	男	女	計
1	宇 治	414人	462人	876人
2	〃	1,165	1,034	2,199
3	〃	865	1,079	1,944
4	〃	1,020	1,085	2,105
5	〃	390	434	824
6	〃	118	125	243
7	檜 島	367	382	749
8	〃	144	138	282
9	小 倉	434	462	896
10	〃	410	403	813
11	〃	320	366	686
12	大久保	865	1,002	1,867
13	東宇治	819	918	1,737
14	〃	1,367	1,498	2,865
15	〃	377	405	782
16	〃	157	151	308
17	〃	116	125	241
18	〃	87	91	178
計		9,435	10,160	19,595

給與支拂報告書の提出について

◎報告義務のある方

所得税の源泉徴収義務者(給與支拂者)は地方税法第三〇七条の規定により、昭和二十六年中の個人別給與支拂報告書を、受給者の住所のある市町村別に、それぞれの市町村に提出せねばなりません。

報告期限

昭和二十七年二月十日

報告用紙

税務課へ所要枚数御請求下さい

給與所得者の

市民税の申告について

地方税法第三〇三條の規定により、給與所得者の市民税申告書は二月十日までに、市長に提出せねばなりません。従来は事業其の他の所得者と同時に(本年は四月三十日)に便宜まとしていましたが、本年より規定の通り二月十日までに提出して頂くことといたしましたから、間違なく提出して下さい。

山のさち

しいたけと
わさびを

栽培しよう

宇治市山間地帯の皆さん！

觀光宇治の背後地帯にあつて將來の發展が約束されては居りますものゝ、お茶と薪炭、用材の生産以外的一般農業生産關係では、平坦地帯に比して非常に不利な經營條件に置かれてゐることは、今後の産業振興計畫上、再思三考すべきことと存じます。

それでは山間地帯では何んな産業を振興したら宜しいのでせうか？ それは大変重要な問題でありまして、其の將來性や各種の生産條件等について充分の研究調査をして採り入れることが大変必要なことであります。

そこで山間地帯の特産物として將來性もあり、觀光土産としての価値も充分にあると考えられる

『椎茸(しいたけ)と山葵(わさび)の栽培』は如何でしょうか。

椎茸は、貿易品として日本獨特の産物です。支那人は古來から椎茸を喰べないで壽命が短かいとの傳説を信じて、凡ての人が必ず之を喰べる習慣になつて居るそうです。

これには科学的な裏付けもありません、左の様に立証されてゐます。

(1) 毎日少々づゝ喰べていると風邪を引かないことや、便通が良くなることは確かな事実です。(2) ビタミンB一・二、ビタミンD、エルゴステレン等貴重な榮

養素を沢山に含んでゐること。

(2) 一度に多量に喰べると鼻血が出ることもある等。

日本から輸出される八〇%は支那へ、二〇%が南方及び米國向で、戦前の最高は昭和十五年九〇〇トンが輸出され、昭和二十五年には六五〇トンに迄回復してきまして今全國各地で椎茸の栽培が盛んになり、静岡、大分、宮崎を大宗として、三重、奈良、鳥取、島根の各縣が馬力をかけて夫々數百万本づゝの樺木(ぼたぎ)を有し、種菌は縣から無償で配布し、茸の發生時期に乾燥すると消防ポンプで撒水して土地の産業の發展に大貢獻です。

京都府では、昭和二十二年以來北桑田郡弓削村の林業指導所で、椎茸の栽培試験と、種菌の培養を始め府下各地の適地に奨励されては居りますものゝ、現在やつと百万本の樺木が出来たに過ぎず、嵯峨川知事も今後一層指導奨励施設の擴充を約束されて居ります。

椎茸は生で現在百々六〇圓から七〇圓位、乾燥すると一割五分前後の歩留りとなり、貿易商の買取価格は十貫當り三二、〇〇〇圓です。春三月に種菌を植付けると翌年の春から出始め、其の後五年乃至十年間は毎年春秋二期に發生します。

そして生産量の減退した樺木は椎茸の出たまゝを一、二尺に小切りして宇治市内の商店の店先きで、生しいたけは籠に入れ、乾燥品も宜しいが大都會に近い當地では、生で販賣することも地の利を得た一つの方法かとも存じます。何れにしても有利な方法で

宇治市の成績

六九・四%

米 供

昭和27年1月現在
20日

(寫眞説明)
榎島農業協同組合
における供米風景



昭和二十六年の産米は、近年稀な不作である。水害、旱害、病虫害、冷害、出穂遅延等、各種の災

害。

販売すれば宜しい。丁度二月から三月の樹液の流動前は原木伐採の好期で、三、四月は種菌の植付時期でありますので市では二月月上旬志津川、白川で府立林業指導所長三輪先生の講演會を開催いたします。

先生は最近の進歩した科学と技術の上に多年実地の研究深き、椎茸栽培の權威者であります。

椎茸栽培の希望者は、先ず先生の

お話しを良く聽いてからやつて下さい。市でもこれには出来る限りの力を入れる覚悟です。

尚、山葵も山間地帯の特産物で、椎茸と山葵は付きものゝ様です。根は採收迄に三年も要するので、毎年採れる莖を利用した静岡名産ワサビ漬の様に

“葉柄を酒の粕漬として”宇治市名産で賣り出しては如何でしょう。

“酒は伏見に、わさびは宇治になかをとるもつわさび漬”わさび根は料理用として、現在百々六〇〇圓位です。

わさびの試作についても、今後考えて見たいと存じます。

昭和26年産米供出成績表

地 區 別	供出割當數量	供出數量	%率
宇 治	604石	345.993石	57.2%
榎 島	2,565	1,801.600	70.2
小 倉	3,014	2,130.720	70.6
大久保	339	205.200	60.5
東宇治	771	577.360石	74.9
計	7,293	5,060.873石	69.4

議会の動き

十二月

◆文教委員会 十二月十九日午後二時二十五分開会

一、小學校建築について
増設小學校の設計圖面の完成によりその構想計畫を聴取し各委員から意見の開陳があつて、四月開校に努力するよう希望した一、年末手当について
學校關係者の年末手当について諮問があつたが他市町村の状況を見た上適当に處理するよう要望し、ついで教員の異動手續について、白川公民館修理について、増設小學校の建築入札その他について、通學区域について出張所移轉についての説明を聴取し午後五時十分閉会。

◆定例市議会

十二月定例市議会は、十二月二十一日午前十時三十分開会直ちに日程に入り、議長から八月定例市議会において議決された電話局統一並びに電話線路擴張に關する意見書の處理及びその経過並びに監査結果等の諸報告があり、會議録署名議員に上田彌一君、上林種太郎君を指名、会期を一日と決定後、市長の提案理由の説明があつて午前十時四十分休憩。休憩中協議會を開き市長から宇治川總合開發に關するその後の経過報告、バス路線市道使用承認事件について、の対策、中學校火災保險忘失による責任者への処置の報告を聴取した。これに對して各議員から次の

ような要旨の質問があつた。

- 一、宇治川總合開發についての京都市、市會の動きについて
- 一、宇治川總合開發について附近町村との内容説明について
- 一、バス路線市道使用承認の將來に及ぼす影響について
- 一、公金横領事件責任について
- 一、宇治川總合開發について情報入手経路について
- 一、人事異動について
- 一、バス路線市道使用承認についての對策について
- 午前十一時三十分再會、一般質問に移り各議員から次のような要旨の發言があつた。
- 一、稅收一本のみでなく市財政收入確保のため委託競馬開催について
- 一、年末金融に關係ある商人への支拂について
- 一、職業安定所を市内に設けるについて
- 一、電鐵會社踏切看守の勤務時間延長について
- 一、市營葬儀公益質屋について
- 一、傳染病院專任醫師について
- 一、電鐵會社に關係ある下水の處理について
- 一、民生保護に對する實狀調査について
- 一、第二助役を設けるについて
- 一、一時借入金金の現況について
- 正午一旦休憩、午後十二時三十分再會し一般質問を續行

- 一、供出問題の経過について
- 一、市營バス、府道補裝工事のその後の経過について
- 一、職制変更、職員旅費及び助役、收入役について
- 一、糶米確保について
- 一、舊軍用道路の所管について
- 一、消防應援契約について
- 午後一時五十分再び休憩、午後一時四十分再會日程に入る。
- 一、宇治市財産及び營造物條例制定について
- 一、宇治市契約條例制定につき右一括上程可決
- 一、宇治市職員給與に關する條例の一部改正について
- 一、昭和二十六年度における職員に對する年末手当の額の特別に關する條例制定について
- 一、宇治市市給職員の給與に關する條例制定について
- 一、昭和二十六年度における日給職員の年末手当の額に關する條例制定について
- 一、宇治市特別職員の給與に關する條例の一部を改正する條例について
- 右一括上程可決
- 一、宇治市固定資産評價審査委員會條例制定について
- 右可決
- 一、昭和二十六年度宇治市第二回歳入歳出追加更正予算
- 本案は、職員の給與ベースアップ並びに年末手当支給によるための追加更正予算が主であり、歳出については、年末手当の支給率について、東宇治幼稚園、大久保小學校講堂修理費、志津川一池尾間橋梁工事費、會議室新費の追加

- 計上がない、又歳入については、固定資産の評価について、固定資産稅の收入見込について各議員から質問があり原案可決
- 午後四時十分休憩、午後四時三十分再會
- 一、一時借入金変更について
- 一、一時借入金金を爲すについて
- 右一括上程、一時借入金金の増額について、災害復舊費の根本主旨について、借入金返済の見通しについて、平衡交付金の見通しについて、滞納税金の状況について、予算執行額と稅收との比較について、今後の予算執行について、各議員から質問があり原案可決
- 一、寄附受納について(三件)
- 右一括上程可決

二月の農暦

- 一、冬期間における麦の一般管理
麦作の冬期管理のコツは、麦の越冬力を蓄えて満を持しつゝ春のよみがえりを待つ姿にすることであり、追肥等が夫々の時期において行われることにより其の眞価を發揮するのです。
- この月の麦の手入は麦ふみに重点をおき、除草を兼ねて中耕、土入をします。麦の吸肥量は生育の前期において望まは二、三割、後期に七、八割が吸収されるから、追肥に重点をおくことはいうまでもありません。リンサン加里の不足は、麦の生長を害し葉先が黄變するから、原肥にリンサンを施肥しない場合は、過磷酸石灰反當り五、六貫を下肥又は硫酸に混じり液肥として施用するか、或いは畦間
- 一、市有林造林事業について
本案については、盗伐防止について意見の具申があつて原案可決
- 一、建物賣却について
- 一、宇治市火葬場使用料條例の一部を改正する條例について
- 一、宇治市固定資産評價審査委員會委員選任同意を求めるにつき右何れも可決
- 一、鳳凰堂修理工事促進に關する意見書提出について
- 一、未歸還者及び留守家族國參補償に關する意見書提出について
- 右何れも可決
- 日程終了後、供米買上保證について、小學校新築について、その他希望意見の開陳があつて午後五時四十五分閉会。
- に打ち込む様にします。加里肥料として、木灰又は輸入加里を適宜分施します。土入、麦ふみは麦の株はりを促進し早立莖をおさへ根張りをよくします。徒長麦はこの作業によつて抑制されます。然し、彼岸頃迄の過度の土入や、濕地の麦ふみは却つて被害があるから注意して下さい。
- 二、水稻保温折衷苗代の奨励
水稻の早期栽培が過去の實績成績から見て、山間地平坦地を問はず驚異的の好成績を擧げていることは周知の事實であるから、一毛作田で用水に便利な水田では、是非ともこれを普及せしめたいものです。保温折衷苗代の方法については、改良普及員に相談し早目に苗代準備にとりかゝつて頂きたいのです。
- その他、馬鈴薯の芽出植、稻ワラを原料とする速成堆肥の積込みも、この月の行事として心がけて頂きたいこととあります。

宇治の生命

観光客の誘致について

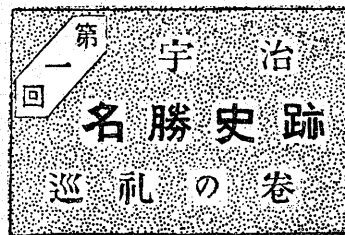
観光客を引寄せることは、景色ばかりでなくて、観光資源すべてのものがいろいろと客を引寄せて来るのでありまして、宇治の場合においては現在までは宇治の自然の景観と、古文化財の融合の上になん多量の観光客を見たのであります。商用で来る各種の人々も観光客であり、宇治茶の製造に入り来る人々も、縣祭に参詣する人々も宇治としては大切な観光客であります。

今観光宣傳について考えてみるに、驛、停留所に掲出されて居るポスター、各家庭にあるカレンダー等は直接の観光宣傳であり、商業的に取扱つた傾向が多分にある様に思われます。今一步深く考えてみると、この直接宣傳の外に間接な宣傳が必要でないかと考えられるのであります。

それではこの間接宣傳はどういうものかといふと、宇治へ来た観光客に満足にあたえることとありまして、市民全般が観光を理解して頂きサーヴィスを第一とし子供より大人に至る迄客に精神的な好意をよせることが一番大切でないかと思ふされます。宇治の好印象を全國から來たる観光客が家に歸り、宇治を偲ぶることによる間接な宣傳が一番効果があり、宇治に親しむをもつことになり好感をいだかせるものがあります。「知るは愛する始め」とはドイツ

宇治橋

大化二年(六四六)架
せられた日本最古の橋、
一部に張出した三の間が云
ある。橋姫の祀趾と水汲ん
だ所とも傳える。



宇治橋
第一回
名勝史跡
巡礼の巻



宇治橋から上手を見ると、十三重塔のある浮島のかた、左には朝日山、喜撰山、右には横尾山が迫つて宇治川を挟み、向その奥深く山なみが疊まれて居て、朝に夕に川霧が立ちこめて朝ぼらけ宇治の川霧

あらわれ渡る
たぐひに
また下手の右岸は三笠戸、黄檗、木幡の小丘部を経て伏見へ左岸は瀬川堤へ明るい農村情景を展開して居る。

お金があふだんにあつて設備施設が出来ればこれに越したことはないが、とにかく宇治の街を美しく一人一人がお互いに注意し清掃に力を入れるならば、宇治市民は勿論のこと、観光客にも大変喜ばれ、観光客誘致の一つの重要な点ではないかと考えられるのであります。

一月 議会の動き

◆全員協議会

一月七日午後二時三十七分開會
一、宇治川総合開発について
その後の経過について

本件については中央の状況報告があつて、参議院安本委員長一行並びに建設大臣の現地視察がある旨の報告があり又地元えの啓蒙運動の計画についての意向を聴取した後、十二月三十一日付新聞報道によるとこの政治的解決の問題について、二段式ダム計画案について質疑應答があつた。

一、京都・新田間ガソリンカー運轉についてのその後の経過について

本件については既に計画があり四月頃には實現の可能性がある旨の報告があり、これに伴う停車場増設についての意見の開陳があつた。

一、東宇治地内水道管の盗難被害について
本件について佐久間助役から経過並びにその対策について報告があつた後、この件については将来再び問題が起る懸念もあり土地一部買収の希望意見が出て水道委員会に附託

一、テレビジョン放送機關於について
テレビジョン放送は公共性ある機関に許可されるよう陳情したことの意向であつたが暫時見送ること決定した。

一、天然ガスの事業化について
當市地方に發生するノタンガスを利用する事業計画について諮問があつたが経済委員会に附託

一、競馬、競輪事業について
市の財政収入を圖る上において有望な事業であるが慎重調査の必要があるため總務委員会に附託

一、黄檗山御霊堂(國寶)修理費補助について
本件については補助金を二ヶ年に分割して支出することを承認した。

一、靖國寺建築費補助について
本件につき補助金の支出方法について説明があつたが京都市の現狀を調査して差支なければ補助金の支出を承認することに決定した

一、市政實施一周年記念行事について
本件につき經費の節減を圖るべしとの意見があり總務委員会に附託

一、委員調査出張について
二十七年年度予算審議に當り他市の状況調査の必要があるので委員会設計画があれば出張することを承認した。

右終了後二十七年年度予算に對する各委員の日程について、固定資産の再評価について、井川改修工事について各議員から意見の開陳があつて午後四時四十五分開會した。

◆財政委員会

一月十六日午前十時二十分開會
一、固定資産再評価について
各市の實狀調査の結果による固定資産の再評価につき説明を聴取種々意見の交換を行い午後三時三十分閉會

住宅を新築するについて住宅金融公庫法が制定されています

建設審査基準
イ、戸建 一戸建（從來は二戸建）でもよい。
ロ、基礎 地盤面上八寸、下四寸以上。

て

木造住宅甲地二万一千円を二万六千円に、乙地二万円を二万四千円に、木防住宅甲地二万二千円を二万八千円に、乙地二万一千円を二万六千円に、簡易耐火住宅平屋建二万八千円、二階建三万円をそれぞれ三万九千円に、耐火住宅三万五千円を二階以下五万一千円、三階以上五万四千円に、尙設計監督費を含みます又附帯設備費も夫々増額になりました。

三、受託地方公共団体事務處理規定
12052

設計審查申請書四通
設計圖書 二通

土地登記簿謄本（自己所有地の場合）、土地譲渡承諾書（購入予定地の場合）、地主承諾書（借地の場合）
借地権者の借地譲渡承諾書（借地権

の譲渡を受ける場合)のいずれかの
寫一通を提出しなければなりません
尙設計審査に合格された者が、合格
後建築面積、構造又は屋根仕上材の
変更をされるときは、設計変更審査
申請書四通及び変更す可き箇所を明
記した設計書各二通を提出しなけれ
ばなりません。

延べ面積の合

四、確認申請書について
皆様が住宅、店舗、事務所等の増築、改築、修繕又は新築を行われるときは、建築基準法により確認申請書を所轄庁へ提出して確認を受けなければ建築工事が出来ないことは、皆様も既にご承知のことと思います。が、未だ、ご存じのない方もある様に思われますので、技術的なこと

延べ面積の合計	手数料
一、二十平方メートル以内	二百円
二、二十平方メートルを超へ百平方メートル以内	五百円
一、百平方メートルを超へ二百平方メートル以内	七百円
一、二百平方メートルを超へ三百平方メートル以内	千円
一、三百平方メートルを超へ五百平方メートル以内	千五百円
一、五百平方メートルを超へ七百平方メートル以内	二千円

仁宅金融公庫法

家を建てるときに

資金を借るには

なことを本号より逐次掲載します。それでは、先ず確認申請手続から申し上げます。住宅を増改築、修繕又は新築されるときは、先ず設計を業とされる方（建築士法に依る一般又は二級建築士で合せて建築代理士の資格有る人）に依頼されるのが一番良いと思います。すべての申請手続は、建築代理士がいたしますから大変便利です。尚書類提出のあらましの順

建築物を建築する場合において当該建築に係る部分の延面積について算定し、建築物の大規模の修繕若る場合は模様替をし、又は用途を変更する場合においては、当該修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の延面積の二分の一について算定いたします。

以下次号に連掲いたします。

一、果樹接穗のとり方

柿、栗等の接木をする場合には、樹液が下りきつた寒中の二月に、接穂を取るのが最もよろしい。二月中の晴天織きの日に接穂を切り取つて

イ、日陰で雨が入らない所
ロ、排水が良くて、余り乾かない所
ハ、成るべく温度の低い所

を選んで穂木を全部土中に埋めて置くこと（濕つた砂で埋めて雨が入らぬ様にして置くことと良い）。接木は四月中旬以後、台木に新芽が出てからが宜しい。それ迄穂が芽を出さない様に保存すること。

樹液を上げてゐる台木に、樹の養分を慾する接穂を接合すれば、活着一〇〇%請合です。接木の講習会は、三月中旬開催の予定です。

二、いちじくの挿木

いちじくは最近都市近郊地帯の果物として栽培が盛んになり、収入も上々です。苗は

園芸講座

て挿穂が見えない位に覆ひをして置き、また發芽して伸び初める迄の間、余り乾燥すると灌水してやります。除草、施肥等適当に管理すれば、一年で大變立派な苗が出来ます。

三、果樹の冬期管理について

冬期における果樹園の中耕施肥や、剪定整枝が果樹の生育結果に重大な関係がありますから、これらについては改良普及員の指導を受ける様にして下さい。

四、花壇の準備

春植花類の植付場所は、今からよく耕し、また其れに
 施肥も今から堆積して、十分にさらして置くか、
 土中に施して置かして、花壇の用意をして下す。
 ダリヤ、アマリ、ス其の他春球根類や夏咲きのパン
 ジー、デジイ等も春播出來ます。

鉢植の場合には實が出来る頃迄は、鉢を七八分位迄土中に埋めて置く方が宜しい。

伝染病
ノート

伝染病の冬季

攻勢に備えて

◎ジフテリアについて

ジフテリアは大体夏季を除いて年中発生しているが、十月に入ると急に増加し、殊に一、二月の厳寒の候が最も多いのです。傳染するの五才以下の乳幼児が大部分を占め、而も、死亡率も五才以下であることから見てもその危険性が推察されます。併し予防注射を確実に三回連続して受けておけばジフテリアに罹ることから防ぎ得ることが出来ます。子供が風邪らしいと思つて放つていゝ中に急に容体が悪くなり、急いで醫者にかけたが既に手遅れになつた例をよく聞きます。喉頭ジフテリアでは時期が遅れると、呼吸が困難になります。感染したときは早く醫者の診断を受け、一分でも早く、少しでも大量のジフテリア治療血清の注射を受けねばなりません。

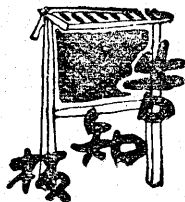
◎麻疹チフスについて

麻疹チフスの發生するのは、大体一、二、三月が最も多いのです。この病原菌を人体に運ぶものは「シラミ」「ノミ」であります。これを根絶するのが予防の根本対策で、特に發しんチフスは衣シラミを驅除することが最も大切で、シラミをわかし易いのは浮浪者、不潔住宅居住者及びボロ取扱業者、公衆浴場、共同宿舍その他待合所であつて、これらの場所にはそれぞれの發生期に昆虫驅除消毒

ジフテリアは、せきやタンから次々と染り、傳染力が大変強いから兄弟は勿論のこと隣り近所の遊び友達に傳染しないよう親の注意が一番大切で、要するに疑わしいと思えば早く醫師にかかり軽い中の治療と、早期隔離によつて他の傳染を防ぐことが大切です。

を行つていますが、一般の人々も常に注意する点は衣服の洗濯、更衣の励行、入浴の習慣、夜具、寝巻の日光消毒をしばくすることです。又、學校幼稚園の女兒童の頭シラムの保有者を常に調べてこれを退治してやらなければなりません。一般家庭では信用のあるDPT粉末を充分散布することも必要で、發しんチフスの患者の出ないよう特にシラムの棲息しそうな環境に居る人は心得て御協力をお願いいたします。

救済事業募金について
貞明皇后記念



市民の皆様、既に作年末新聞、ラジオ等により御承知のこと、存じますが、貞明皇后の御生前にお

ける業績は極めて多方面にわたつておりますが、救済事業に垂れ給うた尊い人道精神は、われ等国民の永久に忘れ得ない所であり、今なを一万五千の患者があり、これが絶滅を期するためには、一般国民の協力にまたねばならない面が多いのであります。今回、京都府においても貞明皇后記念救済事業募金委員会が設置せられ、其の事業に万全を期することに成り、當宇治市においても一世帯当たり拾圓以上各位の献出額をお願いいたす様通知がりました。

右の趣意御賛同、理解下さいまして何卒絶大なる御協力を戴きたくお願い申上ります。

近日、それ〴〵係及び世話方を御依頼いたし、各家庭に参りますから其の節には宜敷お願いいたします。

宇治市貞明皇后記念
救済事業募金委員会
山崎平次

市民各位殿

役員選任のお知らせ

詮衡中の固定資産評価審査委員に山本孝一氏が就任、同委員長は澁谷省治氏が選任されました。

【訂正】

昭和二十七年一月一日(第二編)附録掲載、固定資産評価審査委員会記事「上瀬篤夫」は内川一、「澁谷昭次」は澁谷省治、母連合會記事「森椿子」は森様子の誤りに付謹んで訂正します。

宇治市内傳染病患者發生表(自二六・四一〇日間)

病類別	發生總數	市立病舎にて療養せし者	自宅又は他病院にて療養せし者	備考
赤痢疑似症	一〇	九	一	
猩紅熱	三	三	〇	
流行性腦脊髄膜炎	一	一	〇	
腸チフス	一	一	〇	
喉頭ジフテリア	四	三	一	
合計	二〇	一三	七	

昭和26年 宇治市中・小學校及び幼稚園
11月末現在 の生徒・児童及び園児數一覽表

校名又は園名	男	女	計	備考
中學校	413人	414人	827人	笠取分教場男7人、女12人含む
宇治市立中學校	316	258	574	
小計	729	672	1,401	
小學校	930	937	1,867	
道島	151	116	267	
菟嶺小	348	312	660	
大久保	228	229	457	
宇治大字	725	636	1,361	志津川分教場男11人、女12人含む
笠取第一	22	15	37	
笠取第二	33	16	49	
小計	2,437	2,261	4,698	
幼稚園	110	103	219	
道島	19	9	28	
菟嶺東	66	61	127	
小計	195	179	374	
合計	3,361	3,112	6,473	

これでは病魔も寄りつけない

その一

珍野球のこと

老いてます〜元氣

七十才の市長出陣 市会議長のメイ打

宇治市内四十才以上の壮老年人

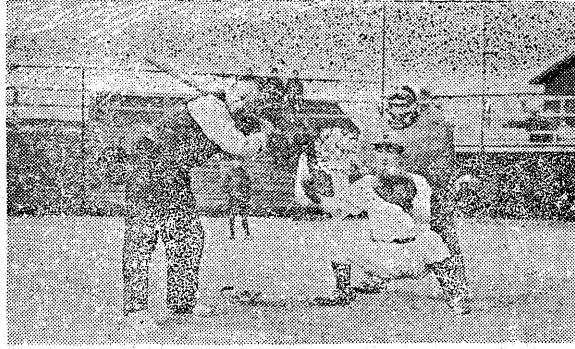


写真 市会議長の打撃ぶり

をを集めた新春交歓野球大会は、一月五日午後一時宇治球場で四チーム参加のもとに、珍プレー続出といつたこの野球試合ならでは見られぬ珍試合がいともにぎやかなうちに終わりました。七十才の山崎市長を初め小山市會議長等は大会に若返つてバットを振り、野球の醍醐味を満喫するといつた、新春のなごやかなひととき風景を、健康増進の一方法として市民の皆様へ御披露いたします。

その二

年越の豆のこと

豆はまめて暮せの意味

寒いといつて厚着したり、背をまるくして火鉢にかじりついてばかりいますと、寒さはつのるばかりで少しも暖かくなりません。眞の健康的な暖かさは、屋外で寒風と闘つたときの肉体的勝利によつて得られるのです。

虚弱體質の強化に、お子様の發育促進に、感冒、結核の予防等々

寒さに負けぬ体力を大いに鍛えそうして薬餌にしたしむことから逃れるため、年こしの豆まきには聲たからかに病魔を家庭から驅逐致しましょう。

家庭講座

生活改善は 主婦の工夫から

宇治市が生れてから、早や一年が訪れようとしています。市民となつた私達は、今迄よりもより向上したよりよき生活への第一歩であつたのです。近代的な田園都市となつて、天下の名勝宇治の市民と呼ばれるにふさわしい生活を維持し、益々これを向上させるためには一定の方針に基いて生活改善、規準を樹立設定し、これを目標として強力な新生活運動を展開することは最も望ましいことではないでしょうか。生活改善といえは台所の改善と云う程、旧来の台所は設備や保健衛生及び作業能率の上にも亦、経済的な面からも改善の必要が多々あるのであります。生活改善とは、生活全般の改善のことであつて、台所の改善は其の一部に過ぎないのであります。宇治市としては市民生活の改善について左の三点を基本方針として、これを強力に推進したいと存じて居ります。

一、生活改善、座談会の開催
古くは観念的生活様式の打破、日本が国際社会の一員として仲間入りしたことは、世界の各国民から信頼され、尊重され、歓迎される国民とならねばならないということでありませう。

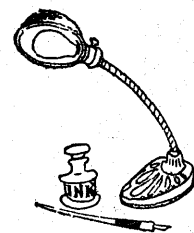
二、生活改善審議会の設置
科学的な基礎に立脚する近代的な生活様式の樹立(生活改善規準)農家には農民特有の、商家には各種の業態毎に夫々の生活慣行があり、それ等が地域別に、職業別に生活様式を異にし其の改革は容易なことではないが、其れ等の実態を調査、検討してとかく虚飾に流れんとする最近の冠婚葬祭の礼式等について社会的、個人的に反省の機会を與えらるゝと、市民生活の規律する規準を設けるために生活改善審議会の設置は、時局下好ましいことではないでしょうか。

三、衣食住の日常生活改善指導
隨時隨所に講習会等を開催し、模型、モデル、設計書、圖面、寫眞等も整えて置いて市民各位の参考に資したいと存じて居ります。

尚住宅や台所の改善について建築業者の協力を煩わしたいと考え二月下旬市の主催で大工、左官、土建業者各位を中心とする講習会の開催についても目下計画中であります。

何卒生活改善に一般市民各位の一段のご協力をお願いいたします。

編集
後記



市政だよりに対する
皆様の御意見を!!

めぐりの悪い頭をなやました一市政だより」の編集は、今や、どうやら、こうやら御期待にそわなうながらも、やつと出来上りました。上手、下手の評は人まかせ、ばつとせぬバットに火をつけてます。一服、消え行く紫煙を見送りながらカケ出し編集集の面には、得たの知れぬ安堵のほろほろみかやりと浮び出たのも又むべなるかな。豈我一人のみならんやであります。

いかにしたら市民各位に親しまれる「市政だより」になるかと、唯やれのみ念願しております。

皆様方への使命を果すために、どのよう編集したらよいか、皆さんのあらゆる角度より見られた建設的な御意見を御待ちしております。

宇治市制施行一周年は早、目眩の間に迫つております。

皆様の目となり耳となるこの「宇治市政だより」も、一周念を期してつと内容の充實した洛陽の紙價を高める様な市報をお送りいたしたいと、只今より想を新らたにして張切つて構想を練つております。

何卒御期待を乞う。